

林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成20年 12 月 15 日 (月)
農林水産省 4階 第2特別会議室
- 2 開会及び閉会の時刻 13:30～15:40
- 3 出席者
委 員 有馬会長 青山委員 浅野委員 天野委員 池淵委員
岩川委員 岡田委員 海瀬委員 倉沢委員 下川委員
早坂委員 前田委員 横山委員 鷲谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

- (1) 国有林野の管理経営に関する基本計画について (諮問・答申)
- (2) その他説明事項
 - ・ 次期森林整備保全事業計画の策定について

午後1時30分 開会

○高橋林政課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

まず、委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は、委員20名中、現在13名の方がご出席されています。横山委員は後ほどお見えになるということでございます。現時点で当審議会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立をしております。

それでは、会長、議事をよろしくお願いいたします。

○有馬会長 本日は、急に寒くなつてまいりましたし、暮れの大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、議事に入る前に林野庁長官のごあいさつをお願いいたします。

○内藤林野庁長官 林政審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、委員の皆様方には、お忙しい中ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。本日は、国有林野の管理経営に関する基本計画について諮問をいたします。この基本計画につきましては、前回10月の審議会でご説明いたしました。その後公告・縦覧を行いまして国民の皆様方からご意見をいただきました。その中で取り入れるべきものは取り入れまして計画案を修正し、本日ご審議賜りたいと考えております。また、その他の事項といたしまして、次期森林整備保全事業計画の策定状況についてご説明いたします。本計画は来年4月の策定に向けまして作業を進めているところでございます。本日は、これまで林政審議会施策部会の森林整備保全小委員会で検討をしていただきました成果指標等についてご報告いただくとともに、この計画の基本的な考え方及び骨格案につきましてご説明したいと考えております。委員の皆様には活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。

○有馬会長 それでは、議事次第により進めさせていただきます。本日は、今、ご説明ございましたが、審議事項として国有林野の管理経営に関する基本計画についてでございます。それから、説明事項といたしましては次期森林整備保全事業計画の策定につきまして説明をいただくという形になっております。まず初めに、議事の1でございますが、国有林野の管理経営に関する基本計画について諮問、審議となります。諮問文につきましてはお手元に配付してございますのでご確認をお願いいたします。それでは、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただくことでお願いいたします。

○内藤林野庁長官 林政審議会会長 有馬孝禮殿

農林水産大臣 石破 茂

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について（諮問）

国有林野の管理経営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、国有林野の管理経営に関する基本計画を別添のとおり定めるに当たり、同法第5条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

○有馬会長 諮問をちょうだいいたしました。それでは、国有林野の管理経営に関する基本計画について、説明をお願いいたします。

○沖経営企画課長 資料の説明に入らせていただく前に、本日の資料の位置づけ、これまでの経過も含めまして少し説明をさせていただきたいと思います。

先般10月8日の林政審議会におきまして管理経営基本計画の素案をご説明させていただきました。この素案に対する審議会での議論を踏まえまして、案として整理させていただいたところでございます。その後管理経営法第5条第1項に基づきまして、案を11月4日から12月4日の30日間公告・縦覧にかけたところでございます。公告・縦覧の方法といたしましては、官報で告示を行いまして、またその後にはプレスリリースをしますとともに、計画案の縦覧の場所は、林野庁本庁、それから森林管理局、森林管理署等について行いました。また林野庁のホームページにも掲載したところでございます。また、意見の受け付けといたしましては、郵送等に加えましてインターネットでも受け付けるというやり方をとったところでございます。本日の資料の1-3、これが公告・縦覧の期間に意見等として出されまして整理したものでございまして、意見の要旨及び当該意見の処理結果の案でございます。これは管理経営法第5条第3項に基づきまして整理したものでございます。審議会に管理経営基本計画の案について諮問する際付するものとして位置づけられてございます。

また、本諮問の対象でございます基本計画の案はお手元の1-1でございます。それを新旧対照の形でお示ししておりますのが資料2でございます。資料2につきましては、アンダーラインが現行計画からの変更箇所でございます。今回の公告・縦覧におきまして提出された意見を踏まえて、修正した箇所は特に波線のアンダーラインとして整理させていただいてございます。

なお、管理経営法の第5条4項によりまして、答申をいただき管理経営基本計画を定めた場合には遅滞なくこれを公表するとなっております。その際には、さきに述べました1-3の処理結果の表をあわせて公表することとなっております。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。まず、意見の提出の状況でございます。1

枚紙の資料4をごらんになっていただきたいと思います。資料のとおり、まず提出者別のところを見ていただきますと、全体で92件の提出者別に分かれてございます。このうちの52件、約6割に相当するものが個人からのものでございます。また、提出されました種類によって項目別に分類いたしますと、意見の数としては113項目になるわけですが、その多くが計画の柱でございます基本方針に係るものということで49項目のものが出てございます。

また、2番の意見の処理の概要でございますけれども、趣旨を取り入れているものというのが66項目、趣旨の一部を取り入れているものというのは27項目で、これらが大半を占めてございます。また、こうした中で意見を踏まえて修文するものは7項目、今後の検討課題としていくものが13項目ということになってございまして、8割以上が趣旨を踏まえたものということで整理しているところでございます。

それでは、内容について説明をさせていただきますが、非常にボリュームが多うございますので、資料の3をご用意いただきまして、また資料の2を横に置いて、ここはこうなったということを説明させていただきますので、お願いしたいと思います。

まず資料1-3を1枚めくっていただきたいと思います。表紙の裏に処理の結果が書いてございまして、1、2、3、4ということで、こういった内容で対応するということを書いてございます。時間が限られますので、この中で特に修文をするもの、それから今後の検討課題となるものを中心にお話しするとともに、またトピック的に2、3で触れなければいけないものについてお話しをしていきたいと思ひます。

それでは、1ページをお願いいたします。まず、1ページで、「はじめに」に対しての意見でございます。この中で3番目の意見についてでございます。1という番号をつけてございすけれども、内容的には文章がわかりにくいという指摘でございます。お手数ですが、資料の2の表紙の裏の1ページをごらんいただきたいと思います。ここで第1段落で、これまでの経過、第2段落で課題と方向性を記述してございすけれども、第2段落を一文でつなげていたために非常に長文になりわかりにくいということだと思います。文脈上の整理を行いました。このような中で公益的機能への要請が多様化している、また、特に地球温暖化防止等への期待が大きくなっている、こうしたことを踏まえ、今後さまざまに取組むというような内容として整理を行っているところでございます。

続きまして、1-3にもう一回戻っていただきまして2ページをお願いいたします。ここからは意見の多くを占める基本方針に関するものでございます。ここの意見、趣旨としましては、公益的機能をしっかり発揮するための計画にしてほしいというものが多うございまして、当然

ながら国有林の管理経営は公益的機能の維持増進を旨とするというものでございますので、基本的に趣旨に沿ったものとなっていると思います。また、施業等につきましても詳細に記載すべきという意見もございますけれども、これは基本計画でございます。管理経営の基本的な方向を示すものでございますので、詳細については立地条件等を踏まえて地域管理経営計画により定めるということになってございます。

続いて、3ページをお願いいたします。1－3の3ページでございますけれども、意見の10から12にかけましては、主に国土保全、国民の安全・安心に関するものについての意見が出されてございます。これにつきましては、1－2の対照表で4ページになりますけれども、ごらんいただきたいと思います。この中で治山事業の計画的な推進とか、大規模な災害への対応など、充実した記載という形にしてございます。上のほうのアンダーラインがついているところでございます。

続きまして、1－3の4ページ目をお開きください。ここからは基本方針2つ目の柱の流域管理に関するものでございます。審議会でもご議論いただいたところでございまして、民有林と国有林の連携が重要であるというご意見もいただきました。そういうものを踏まえまして、本文の1－2の資料の4ページの真ん中辺にございますけれども、一層の民有林関係者との連携を図るという形に整理をさせていただいております。

続きまして、1－3の資料の5ページをお願いいたします。流域管理システムへの意見が続きますが、具体的な施業面での連携や期待ということがございます。資料の1－2では4ページの終わりから5ページの初めにかけて、連携の話を書いてございます。アンダーラインを引いてございます。

続きまして、1－3の6ページをお願いいたします。民有林とも連携した国民参加の森づくりや森林の役割をより理解されるような取組が必要という意見であり、この辺は計画に沿ったものとなってございますけれども、意見の23については修文の対応というふうにしてございます。どこへ行けばいいのかという質問でございまして、国民に対して情報が行き届いていない面があるかということで、対照表の1－2の資料でございますが、6ページの下の方で波線を引いてございますけれども、森林管理署等が情報提供、相談への対応、支援を行う拠点としての機能を発揮するとして役割を明確化してございます。また、意見の24、これにつきましては、国民の森林として生物多様性の保全も重要という指摘でございまして、対照表の1－2の資料の1ページに戻っていただいて恐縮でございますけれども、真ん中あたり、波線を引きました。生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進すると

いう形で修正をしてございます。

続きまして、7ページでございます。7ページの中は森林環境教育について、9月の審議会におきまして計画改正に際しての一つの課題として掲げさせていただきましたけれども、そうした方向の意見も多く出されてございます。これらは本計画に沿ったものになっているというふうに考えてございます。

8ページでございます。8ページは基本方針の4つ目の柱でございます地球温暖化防止でございます。このうち意見の36でございますけれども、間伐がなぜ地球温暖化につながるのか、間伐材の利用も含め論理的に示してほしいということでございまして、資料の1－2の7ページをごらんいただきたいと思います。これはちょっと長文になりましたけれども、真ん中辺に波線で書いてございます。「また、間伐は森林による二酸化炭素吸収の確保につながるだけでなく、間伐材等の有効利用は、その販売収入により森林の整備・保全が促進されるとともに、利用それ自体が化石燃料を代替して使用を抑制することや、製造エネルギーが多い他の材料の使用を抑制することにつながり、さらに木材として長期に利用されることにより自ら二酸化炭素を貯蔵することで地球温暖化防止対策にも貢献することになる。このため」というふうにつないでいるところでございます。こういう形でここは整理させていただいております。

続きまして、9ページでございます。1－3の資料に戻っていきまして、意見の37及び38でございますけれども、温暖化防止のための間伐の推進ということを頑張りなさいということを書いてございます。これについては本計画に沿ったものになっていると思っております。

39以降が今回新たに基本方針の柱といたしました生物多様性の保全の関係でございます。意見の39に関しましては資料1－2の8ページになりますけれども、複層林施業も重要であるということで、この言葉を入れさせていただきました。波線を引いた「複層林化」という言葉を挿入してございます。

それから、また戻っていただきまして、資料3の10ページでございます。ここも生物多様性の関係でございます。意見の41については、有害鳥獣駆除に関するものでございます。多大な被害を与えている野生鳥獣との共存に向けた森林整備等に取り組むこととしており、今後地元自治体の有害鳥獣対策等と連携を強化いたしまして、個体数管理も含めまして効果的な対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、11ページでございます。11ページまでが生物多様性の保全に関するご意見でございます。意見の49にもかかわりますけれども、国有林においては保護林ではモニタリング調査を通じました保全管理に努めておりまして、また今後生物多様性の保全にも適切に対処して

まいりたいというふうに考えているところでございます。

11ページの真ん中あたり以降からが個別の計画事項に関するところでございます。以降、ポイントを絞って説明させていただきたいと思います。それでは、1－3の12ページをあわせてごらんいただきたいと思います。12ページは維持及び保存に関する事項ということになってございまして、この中の意見の4でございまして、生態系の保全等のためにはルールを知ってもらうことが重要ということでございます。資料の1－2の9ページをごらんいただきたいと思います。波線の部分で「ルールの確立等を図るとともに、その内容についてご理解をいただけるよう、ホームページの活用等により適切に対処する」との修正を加えてございます。皆様方もご承知だと思うんですけども、白神山地で林木の傷つけ等がございました。基本的にマナーの問題だと思っております、地元の利用を確保する中できちんと世界遺産を守っていく。法的な規制を強めるという感じではなくて、きちんとした対応を、法的には担保されているのでやっていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、同じくその上の波線が一つございまして、保護林の戦略的な配置が必要ということで、そういった記述も加えさせていただいているところでございます。

それから、1－3の13ページの下からが林産物の供給に関する意見でございます。14ページをお開きください。本計画では林産物の供給という言葉から林産物の安定供給という言葉に変更してございます。14ページにかけて安定供給に関する意見でございますけれども、国産材の市場が現在のように動いているということを背景といたしまして、民有林、国有林の連携した安定的な供給が重要になるものと考えております。

15ページ目でございますが、真ん中が活用に関する事項、下からが事業運営に関する事項になってございます。基本的には計画に沿ったようなご意見をいただいていると思っております。

16ページをお願いいたします。16ページも事業運営に関する事項でございますが、審議会でもご意見があり、本計画にも位置づけられたところでございます。品質の確保を含めまして適切な事業実行に関心が寄せられているということかと理解してございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。16ページの下からこちらにかけて、その他事業運営の関係でございまして、林業事業体の育成等に関する意見でございます。本計画に位置づけてございますように、経営基盤の強い林業事業体の育成に資するよう、低コスト作業システムの定着等を図られるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

18ページをお開きください。18ページ以降、本計画の最後のその他の事項でございます。19ページにかけてでございますけれども、低コストな林業技術への関心の高さがあらわれている

と思います。また、国有林が先導的な役割を果たすことを期待されているということ、国有林野事業を通じてしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに我々としては受けとめているところでございます。

続きまして、20ページでございます。20ページあたりは地域振興に関するご意見でございます。山村地域の中で引き続き国有林野事業の取組を通じた地域産業の振興等への役割を期待しているということがいわれているというふうに理解し、またそういった方向になっているというふうに考えてございます。

21ページ以降は国有林改革等その他でございますけれども、これは省略をさせていただきます。

雑駁な説明でございましたけれども、以上でございます。

○有馬会長 前回ご審議いただいた後縦覧に付されました後の処理についてご説明をいただきましたけれども、特段の意見ご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○池淵委員 1－2の3ページのアンダーラインのところで、「勘案しつつ拡大してきたところであり、今後は、多様で健全な森林の整備・保全を行い、質的充実を図ること」、ここの文章なんですけれども、量的な整備というか、そういうものはもう十分であるというふうに見るのか。今後とも行い、量質をあわせた充実を図る、そういう形のものは、量の整備というものについてはもう十分なされてきたというふうに見るのか。今後とも、それはまだいろいろアウトカムとか、そういうものを見ると量質あわせてまだ充実整備していくという、そういうふうに思っただけなんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。文章のトーンで、今後の進め方にも連動するもので、その辺をご質問と、ご意見を伺わせていただきたいという、意見でございます。

以上です。

○沖経営企画課長 国有林につきましても、森林・林業基本計画に基づきまして、国の大きい方針のもとで森林計画を立てまして、民国一体の中で森林の整備を進めるということにしております。そうした中で、今の地球温暖化等への対応、間伐を中心とした対応でございますけれども、これにつきましては国有林が率先してやっていく。まだまだこれからもやっていく部分は多うございますけれども、きちんと予算を確保して整備をさらに続けていきたい。充実していきたいということでこれは記述をさせていただいております。決してすべて進んでいるというわけではございませんけれども、今後は、予算をきちんと確保して国としての責務を果たすということで、ここはそういう気持ちを込めて書いてございます。

○有馬会長 質的充実を図る、前は「その拡大を図ることとする」だったのが、若干加わっているということなのですが、よろしゅうございますか。

○前田委員 6のその他国有林野の管理経営に関し必要な事項のところに、2番として林業技術の開発普及というのがございます。こちらで申し上げたいのは、世界には日本に今まだ定着していない、まだ導入されていないような技術がございます。先日も弊社の社有林を活用して繊維ザイルを活用したスィングヤーダーのデモをいたしました。そのような繊維ザイルの技術も日本では確かに以前行われたことがあります、新しい繊維ザイルが開発されています。それは去年からヨーロッパでかなり普及してきたものを弊社で取り入れたものをこの12月2日にデモをさせていただきました。

そのように、世界では単純なことから大きなものまで、新しい林業技術が次々に開発されています。でも、我々民有林の資金だけではとてもそれを導入することはできません。国有林をぜひ活用して、そういう新しい技術のデモをするような、高性能林業機械も新しいものが、傾斜地でも耐えられるような林業機械がもう既に開発されています。そういうものを日本に呼んでデモをしてみんなに見せるような取組を、国有林ならではできることだと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○沖経営企画課長 国有林の立場としても、ぜひそういった技術の場の提供といいますか、そういうことはこれまでもやってきましたし、今いろいろな課題の面で若干進んでいないところもあるように見えますけれども、スィングヤーダーを使って民有林の方と一緒に頑張って勉強するとか、新しい機械を、森林総研なり、新しい先進的な皆さんと一緒に実験的に国有林で使っていくというのはさらに進めていきたいと思いますので、また引き続き協力関係でやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○有馬会長 今、前田委員の15ページ、一応実線が引いてありますけれども、この程度の文章でよろしいということでしょうか。もうちょっと何か言葉がどうしても足りないということがあったらなのですが、今のご趣旨は大体ここに入っているような感じも受けますが、よろしゅうございますか。

○前田委員 はい。

○有馬会長 ほかにいかがでしょうか。

多分、もう一回読んで、前回ご審議いただいた、その後また手直ししていただいているということですが、多分皆さん方も何となく感じておられるかもしれない。ちょっとセンテンスが長い。多分読みにくい一つの形かもしれませんが、これについては趣旨が伝わればいいかと。

これは役所文章なのかなと思われた方も多分いらっしゃるかと思いますけれども、今後のことを考えるともう少しセンテンスは短くしたほうがいいかなという印象を多分お持ちになったのではないかなと思います。全く意味が通じなくなったというのではちょっと困りますので、そのあたりを読んでいただいたご印象なりで若干不足することがありましたら、多分内容は恐らくそんなに、皆さんも見えていただいていますのでよいのかと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、この件については特段の、意見が出尽くしたというほどではないかもしれませんが、この辺で取りまとめを行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

本日、農林水産大臣の諮問のあった国有林野の管理経営に関する基本計画につきましては、修正を求める特段の意見がございましたので、適当である旨との答申をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、答申文の案を配付いたします。お目通しいただきたいと思います。

〔答申文案 配付〕

○有馬会長 お手元にいったかと思えます。

農林水産大臣 石破 茂 殿

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について（答申）

平成20年12月15日付け20林国経第37号をもって諮問のあった「国有林野の管理経営に関する基本計画の策定」について、下記のとおり答申します。

記

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について、別添（案）のとおり定めることが適当である。

こういうことでございますが、よろしゅうございますか。

それでは、このように答申をいたしたいと思います。

それでは、引き続き議事を進めてまいりたいと思います。

○岡田委員 基本計画は以上のことで結構なんですが、ちょっと発言をさせていただければありがたいと思います。それは、前回も実はお願いという形で発言をさせていただきました。もう各委員ご存じのように、2006年の行革推進法によって国有林野は一般会計への統合と、それと形を変える。すなわち、独法化も一部行うということへ向けて着々と準備が進んでいるというふうに思われますし、聞こえてきております。これに関しまして、前回福田部長からは基本方針ないしは基本的な考え方について国有林野としての変更はないということから、林政審マ

ターではないんだということで返答をいただきました。いただきましたが、私どもは果たしてそれでいいのかなということを前回以降もずっと考え続けております。それは、確かに大きな方針変更あるいは基本計画の変更がないとしても、それを具体化する上でのシステムですとか、方法論ですとか、あるいは組織そのものが変更ある場合、例えば具体的に国有林野を抱える町村ないしは地域、地方にあつては、実は大変大きな意味を持っておりまして、その限りで方針ですとか基本的な考え方にも及ぶところがあります。そういうことを考えますと、やはり私ども林政審議会ということの持っている枠組み、すなわち森林・林業基本計画において林政審がマターとして持っていることにやはりつながってくるものがあるやに私は思っております。そういう点からぜひ、前回は部長さんから林政審のマターではないんだということで突き放されたんですが、できるだけ地域ですとか地方、あるいはできればこの委員各位からも少し意見を吸い上げたり、あるいは意見交換する場をつくっていただいたり、そんなことを私の希望としてはおやりいただければありがたい、こういうふうに思っております。再度の希望とお願いごとでございます。よろしくお願いいたします。

○有馬会長 今、岡田委員からご意見が出ましたけれども、実は私も今の件につきましては、俗な言い方をしますと若干危惧しているところがございます。そういう点では、広い視野からの検討というものを今後多分進めていただく。今回のこの場合には管理経営基本計画ですので、これで結構だと思いますけれども、本当に具体的な、本当に動き出したときのあり方というのは、やはりもうちょっと世の中にわかりやすい形で、少なくともマスメディアにもちゃんとわかるような形というようなことで流していただく。それが少なくとも委員の方々が、決定はしないまでも、とにかくその場でどういう状況にあるか、どういうことによってどういうことが生じるかということは十分知っていただいて、少なくとも委員の方々が知っていただかないで物事が進むというのはいささかいかがなものかということだろうと思います。ひとつ整理をしていただいて、今後、皆さん方のご意見をちょうだいするようにぜひこれをお願いしたいと、私も思っております。突き放されたと、岡田先生は言われましたけれども、私は、突き放したというようには解釈してはおりませんが、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

実は、今、岡田委員がおっしゃいました。私は全体の次の課題の中のところでもちょっとそちらにお話ししたほうがいいかな。全体に係ることでもありますので、国有林だけの問題ではないということがありましたので、ただ、今、岡田委員からご意見が出ましたので、そのあたりをひとつ頭に置いていただければ。

○沖経営企画課長 今後林政を進めていく中におきまして、国有林野事業の事務事業といえますか、こういったことを仕組みをご理解していただくというのは非常に重要なことかと思っております。今後幅広い観点から慎重に検討していくことにしております。政府部内の調整、これを踏まえつつ適宜説明できるように対応してまいりたいというふうに考えておりますので、またよろしくお願いいたします。

○天野委員 今の件に関して、岡田委員に大変賛成です。具体的にそのことのために林政審議会を一度持つなりして、具体的なスケジュールをつくったらどうかというふうに提案します。

○有馬会長 これは私さっとお答えしていいものかどうか、よくわかりませんが、今の趣旨を酌んだ上でご検討いただくという形でよろしいですか。実は非常に歯切れの悪いことを申し上げておりますけれども、今日で任期が終わるものですから、それをここでぱっと決めて次を送るというのはいかがなものかという感じがあります。こういうことが議題としてきちんと残ったということだけは残しておきたいと思いますが。

○岩川委員 私も今日が多分最後なものですから、今の会長の進めでいいと思います。そういうことの中で、現場で懸念しますのは、森林管理の分離です。機能分離みたいなことが、例えば今の林野庁は分かれるとしても、管理局なり管理署の段階でそれをどう振り分けていくのかというようなこと、そういう意味での懸念があるんです。そういうことを、基本的な方針がまた修正されてくれば別ですけれども、今のような方針で進むとすれば、そこに十分な配慮をして、基本計画の実行に支障がないようなことを十分詰めていっていただくようなこと、会長の整理の方向で後の方にご検討していただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○前田委員 林政審議会委員の方はいろいろな分野から来ていただいているんですけれども、先ほども申し上げましたように現場の意見を一番にまずは酌み取っていただきたいと思います。民有林の森林所有者、素材生産業者、気持ちが林野庁からだんだん離れつつあるのが問題ではないかと思います。彼らのやる気を、我々のやる気を起こさせることをできるのはやはり林野庁の方々だと思います。よく企業の中でありますように、コーチングというようなやり方があります。なぜやる気が起きないのか。どうしたらできるのかというのを、本人に聞かなければ、現場に聞かなければ物事は動いていかないんだと思います。ここに林政審議会委員の意見はもちろん大事なことなんですけれども、どうぞ地方にお出かけになって、現場の方と一度ゆっくりお話をさせていただく機会をつくっていただきたいと思います。こんなに林野庁が頑張っているんですから、ぜひそれを現場に、その熱意を伝える機会を持っていただきたいと思います。そ

こからきつとやる気も起きるでしょうし、また林業の復興もあるのではないかと思います。お忙しいとは思いますが、ぜひそういう機会をつくっていただきたいと思います。

○有馬会長 ほかにいかがでしょうか。今の私の何とも歯切れが悪くて申しわけないんですが、ただ、今、申し上げたことは、重要な時期にある。それから、国有林野がこれからどういう具合にされるかというような時期にあっても、そのメリット、デメリット、いろいろな側面からの見方というのがあると思うんです。そのときに情報が何も通じてこないというのは一番具合が悪い。とにかく情報が流れた上で、その上でいろいろな判断の場はいろいろな場がありますので、そのときに少なくとも林政審議会の方々がおれたちは知らなかったということだけにはならないようにということかと思えますので、ひとつよろしく。今の私の非常に歯切れの悪いお願いでありますけれども、ぜひともこれを残していただきたい。こういう意見があって、とにかく議論をする場を残しておいてほしいということです。それをちゃんと確保してほしいというお願いだということでございます。よろしゅうございましょうか。

○天野委員 今、岩川委員のおっしゃったこともわかりますし、会長に任せるというのはわかるんですけれども、しかし、先ほど岡田委員が提案されたように、その場ではないというふうに思ったけれどもあえてということをおっしゃいました。委員の任期が今月までか何か知りませんが、これを積み残して次期委員に言っても、岡田委員のおっしゃったようなことにはならないと私は思います。例えばこの委員の中でもう一度そういう場をつくるということをししないと、同じ思いでは絶対つながっていかないというふうに思います。そのために岡田委員はわざわざ、この間拒否されたような形になっているけれどもやったらどうかということを言われたんだと思うんですけれども。

○有馬会長 そのあたり、岡田委員はどういうあれだったのか。そうすると、私はちょっと誤解していたかもしれませんので、いかがですか。

○岡田委員 特に任期のことについては私は余り念頭には正直なところありませんでした。しかし、森林・林業基本計画あるいはかつては中央森林審議会とか林業構造改善事業の審議会、幾つかの委員会があって、いろいろな意見吸い上げの場というのはあったと思います。しかし、今は森林・林業基本計画におけるこの林政審議会の場というのが大変重要な位置づけを持っているという理解を私はしています。そういう中で、我が国林政の、いわば根幹をなすところの国有林野、基本計画は変わらないということで前回も教えていただきましたし、事実示していただいているんですけれども、やはり方法論なり地方との関係が変わるということの、そこから発するところの基本計画にも及ぶ問題というのは、必ずや土地生産業であれば間違いなくあ

るんです。そういうところを踏まえた上での林政審の場のつくり方というのはあってしかるべきだという、こういう理解をしているものですから、重ねてお願いを申し上げました。それがたまたまこの任期切れとかかわって、審議しやすい、しづらいということが委員各位から積極的に出されれば、それは会長に受けとめていただいて、林野庁とご相談をいただければ、それはさらに幸いだというふうには思います。

○有馬会長 私は、この委員会でやらないということで申し上げたわけではなくて、今この場で皆さん方が聞いておられるものですから、やめられる方と、それから次の方々とでは、大半の方々は残っていただいているわけです。そういうこともあって、これをきちんと残しておけばいいかなという提案で申し上げているんですが。

○天野委員 私は委員でなくなります。私は間もなく委員をやめるので一言、池淵先生はよくおわかりなんだと思うんですけども、1997年に河川法が改正されて、住民対話と環境重視というものが入れられたわけです。それに関しては、高橋裕先生という河川工学者がいらっしやいまして、河川審議会というのがその方向を出して、そしてその法律改正が行われております。今の岡田先生が言われたことは非常に重要で、むしろ林政審議会は林野庁がその問題を、自分たちはこういうふうな行政改革について抵抗し切れないんだというふうに思われていても、むしろ反対に林政審議会から、いや、あなたの方の組織がなくなっちゃいけないのだということとを議論したらどうかということと言われたんだということを私は思っております。ですから、任期がどうのこうのというよりも、むしろどんなことでも時間はつくれないわけではないわけですから、ですから、そういうふうなそういう改革ができないというふうなことではないんだということを、少なくとも国有林のその問題に関してはきちんとやったほうがいいと思います。

○有馬会長 私は少し誤解をしているかもしれませんが、任期だからやらないということ言っているのではなくて、むしろ審議会できちんとやっていただいたほうがいいということで申し上げているわけで、この期でやる、やらないという話ではないということだろうと思います。これからいろいろな議論が出てくる。その議論が出てくる場が審議会に出てこなかったらこれは大変だということで申し上げているわけです。

○浅野委員 聞いておりまして、要するにこの問題を議事録に残しているんだから、この思いは継承される。私たちは組織の中で議論をするわけですから、組織に属する人間が多少交代するのはこれはやぶさかではないので、ただこの思いはきちんとここで議事録に残すのであるから、次年度この思いを引き継いで、ここに残っている方たちともう一度真摯に審議をすればいいというふうに私は単純に思っております。別段年内に、例えば12月にもう一度集まってこれ

をこのメンバーでやるべきことだとは私は思わないんです。そういうことをしなくていいからこそ議事録に残して、これを送っていくんだというふうに理解をしておりますので、それはいかがなんでしょうか。

○内藤林野庁長官 私どももあるところにいったら全部かたまる前に皆様方の意見をぜひお伺いしたいと思っております。今は、閣議決定によって、人工林の整備と、それから販売は新しい独法、それに伴って人数もそれに相応する分は独法にいきますということが決められておりますが、その中でどういうふうな具体的な姿にしていくかということはこれから考えなければなりません。当然政府部内での調整も必要になってまいりますので、それがある程度できて皆様にお話しできるようになった段階でお話ししたほうが、皆様方から具体的なお話がお伺いできるのではないかと。残念ながら今まだそういう中身が詰まっておりませんので、もう少し時間をいただきたいという、こういう趣旨でございます。

○有馬会長 長官から話があり、少しニュアンスが違ふことがあるとするならば、余りかたまらないうちにということが暗にあると思いますので、かたまらないうちにいろいろな意見がこういう具合にありますよというのが出た上で、その上で最終的にはかためていただきたい、多分こういう趣旨ではないかと思いますが。

よろしゅうございますか。大変貴重なご意見をちょうだいいたしましたし、それこそ皆さん方の森林を思う気持ちが、多分こういう場でこういう発言になったかと思っております。ありがとうございます。

それでは、引き続き議事を進めてまいりたいと思います。議事の2でございますが、その他の説明事項といたしまして、次期森林整備保全事業計画の策定につきまして、説明をお願いしたいと思います。初めに、森林整備保全小委員会の検討結果について、会長は櫻井会長ですが、会長の代理として岡田委員から手短かに説明をいただいた後に、事務局から資料について説明をお願いしたいと思います。岡田先生、よろしく願いいたします。

○岡田委員 それでは、前置きを述べさせていただきます。今、会長からありましたように、小委員会の会長は櫻井先生なんですが、櫻井先生が欠席のために私から報告をさせていただきます。

小委員会におきましては、平成21年度を始期とする次期の森林整備保全事業計画と申します、これの成果指標について、6月から合計3回にわたりまして審議を行ってまいりました。審議の内容といたしましては、最近の我が国をめぐる森林・林業の特徴、変化や、現行計画の達成

状況を踏まえて、次期の計画における事業目標と、それから成果の指標、これらの考え方を整理し、具体的な成果指標を検討する、こういうものでございます。

このことにつきましては、公共事業の関係計画というのは2003年の閣議決定なんですが、事業量ですとか、あるいは投資額ではなくて、成果目標を定めるということになってございます。以上のようなことで審議を重ねてまいりました。

すなわち、国民にわかりやすい成果指標を工夫するということと、余りころころと変わるのではなくて、森林の長期性ということにかんがみて、継続性も十分に配慮するということにいたしました。

この結果といたしまして、次期の計画におきましては現行の計画と同様に4つの大きな柱、すなわち、「安心」の柱、「共生」の柱、それから「循環」、「活力」、この4つの柱、事業の目標を設定することといたしました。この具体的な成果指標につきましては現行の見直しあるいは新しくつくるもの、こんなことを一生懸命考えまして、今のところ全部で9つの成果指標を設定するというに一応のまとめをしてみました。

具体的には、水土保持機能の確保、これが一つです。それから、山地防災、山地災害の防止、これが2つ目、3つ目が、森林の多様性です。それから、4つ目は海岸林の保全、5つ目が杉の花粉症でございます。6つ目は森林環境教育、それから利用可能な資源量というのも指標成果にいたします。それから、森林資源を活用している地域というのを、これも前計画と同様に指標としたい。それから、最後は山村の居住環境の整備、これに関連するものを成果指標として設定するというで現段階のまとめをさせていただきます。さらにこの詳細につきましては、事務局からのご説明をお願いしたい、このように思います。

以上でございます。

○矢部計画課長 それでは、私から具体的な中身につきましてはご説明をさせていただきます。

ただいま岡田会長代理から小委員会での審議の内容についてご説明いただきました。今日配付させていただいております資料2-1、2-2、これに基づきましてさらなる中身の説明をさせていただきます。

前回の林政審議会におきまして次期の森林整備保全事業計画の検討状況について簡単にご説明をさせていただきましたが、その後小委員会の取りまとめを踏まえまして、今日は次期の森林整備保全事業計画の基本的な考え方及び骨格の案についてご説明をさせていただきます。

資料2-1でございます。まず基本的な考え方でございますが、10月に閣議決定をさせていただきました全国森林計画に掲げる、森林の整備及び保全の目標達成に向けまして、森林整備

保全事業の計画的かつ着実な推進に資することといたしまして、最近の森林・林業を取り巻く情勢の変化を踏まえまして、国民にとって森林の整備保全の重要性、それから森林整備保全事業の取組をわかりやすく理解していただける、そういう内容の計画にしていきたいと考えております。

それから、現行計画との整合性、連続性を確保する観点から、事業の目標につきまして、実施の目標、目指す主な成果について、事業横断的に計画をする。それから、森林整備事業と治山事業との適切な役割分担を踏まえまして事業別に重点的に取組む事項と主な事業量について計画するというようにしたいと考えております。

Ⅱの基本的な骨格でございます。この計画の形でございますが、まず最初に第1といたしまして、森林整備保全事業の基本的な方針を記述するというところでございます。森林が私たちの社会に果たしている役割、それからその整備保全の重要性、森林整備保全事業の目的、こういったものを内容にしていきたいと思っております。

それから、2つ目、第2でございしますが、事業の目標及び事業量でございます。1の事業の目標につきましては、森林の重視する機能、いわゆる3機能区分、これを踏まえまして、先ほど岡田先生からもご説明いただきましたように、「安心」、「共生」、「循環」、「活力」、この4つの目標を事業横断的に立てまして、それぞれの目標ごとに事業の成果をわかりやすく定量的に示します指標を設定するという形で考えております。

2番目としまして、事業分野別の取組及び事業量でございます。森林整備事業、治山事業、それぞれにつきまして両事業の趣旨に応じた重点的に取組む内容及び主要な事業量を明らかにしてまいりたいと考えております。

3番目でございしますが、事業の実施に当たっての留意事項ということで、近年の公共事業をめぐる情勢を踏まえまして、事業の実施に当たって留意すべき点を記述するという形での構成にしたいと考えております。

2ページは、今、申し上げたものをイメージした形で整理したものでございます。

3ページに、参考でございますが、森林整備保全事業計画の変遷ということで整理をさせていただいております。一番上の四角のところでございますように、今の計画、これは平成16年から20年度までの計画ということで、森林整備事業と治山事業につきまして、両事業の総合的、効果的な推進を図るために、森林法に基づきまして森林整備事業計画、これを拡充した形で治山事業計画を統合したということで、一番下のところに黄色く描いておりますが、平成16年からそれまでの2つの事業計画を統合いたしまして、現行計画という形にしております。

それから、岡田先生からもございましたが、従来投資規模を計画内容としておりましたが、達成される成果に見直しをしております。現行の計画は今年度までということでございますから、21年度をスタートといたします新たな森林整備保全事業計画の策定が必要になっております。

次に、4ページをごらんをいただきたいと思います。今後のスケジュールでございます。本日林政審議会におきまして、基本的考え方をお示しをし、ご議論いただきまして、それを踏まえまして、また中身の精査をいたしまして、年を明けまして2月上旬に再度林政審議会に素案をご説明する予定です。それを踏まえまして今度はパブリックコメントを実施させていただきます。3月下旬には林政審議会に再びお諮りし、諮問・答申、4月中には閣議決定という形で進めさせていただければというふうに思っております。

資料の2-2でございます。これは森林整備保全小委員会における検討結果ということで、先ほど岡田先生からご報告いただきました内容が記されております。1ページから基本的には先ほどの内容かと思いますが、具体的に、先ほど岡田先生から9つの成果指標についてご説明いただきましたので、それについて少し中身のご説明をさせていただきます。

ページでいきますと4ページをお願いいたします。ここに次期森林整備保全事業計画における成果指標（案）ということで、全体がわかるような表形式で整理をさせていただいております。一番左が大きな目標で、安心、共生、循環、活力というふうに4つ掲げてございます。現行の指標では安心のところに指標1と指標2、それから共生のところに指標3から5、循環のところで指標の6、活力のところで指標の7と8、こういう形で構成をされております。その具体的な指標につきまして今回小委員会でいろいろご議論いただきまして、一応の方向性としてしましては安心のところの指標の1、育成途中の水土保持林（3～9齢級）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合、これを63%であったものを66%にするという目標につきまして、一部見直しを行いました。対象齢級を見直すということで、新たな計画におきましては育成途中の水土保持林の3から12齢級、これを対象といたしまして、国土を守る能力、それから水をはぐくむ能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を71%から75%程度まで向上させる指標としております。

なお、次期の森林整備保全事業が実施されないということになりますと、適切に保たれている森林の割合は71から53%に低下してしまいます。

それから、現行指標の2は、周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保される集落の数ということで、4万8,000集落を5万2,000集落にするという目標でございます。これにつきましては、

基本的に次の計画でも継続させていこうということでございますが、実際に時点が変わりますので、既に5万2000の集落が安全が確保されているという状況からスタートするという一方で、さらに5年間の計画期間中に5万2,000集落を5万6,000集落に増加させていく、こういう目標にしたいと考えております。

それから、共生の部分でいきますと、現行計画の指標の3が針広混交林などの多様な森林への誘導を目的とした森林造成の割合ということで、31%を35%に上げていく目標でございます。ただ、現行の指標の結果を見ますと、かなり年度ごとの変動が大きいという問題点もございます。新しい計画におきましては一部見直しをしたいと考えております。新たな成果指標では、多様な樹種や階層からなる森林に誘導するために、針広混交林、複層林等への誘導を目的とした森林の整備等を推進し、育成林全体に占める育成複層林の割合、これを用いるということで、現状の8.5%から約10%に増加させるというものを目標にしたいと考えてございます。また、併せて育成単層林から育成複層林へ約7万ヘクタール誘導することも数値として計上していきたいと考えてございます。

それから、現行計画の指標の4、海岸林や防風林などの総延長7,000キロメートルの保全という指標でございます。これについては基本的に継続をしたいと考えておりますが、その後各都道府県に照会をさせていただいた結果、現状で海岸林や防風林などの総延長が7,300キロメートルであると把握されておりますので、これにつきまして海岸侵食あるいは病虫害からの森林の保全を行うことによりまして、近接する市街地・工場、それから農地などを保全する指標にしていきたいと思っております。

次に、現行計画の指標の5、現行ではバリアフリー等に配慮した歩道等が整備された森林を確保することによりまして、現在こういった森林の活用ができる対象の人口700万人を1,100万人に増やす指標としておりますが、これは潜在的に利用可能な人数ということで、実際にこの方たちがすべて森林を利用されているかどうか、実態とかなりかけ離れているというご指摘もいただきまして、これについては廃止をして、次の2つの指標にしていきたいと思っております。

1つは、全く別の視点でスギ花粉症の発生源対策ということで、スギ花粉の発生源となるスギ林の改善を図るためにスギの新植面積に占める花粉の少ないスギなどの苗木の植栽面積の割合、これを現状の1%から10倍程度に増加させる指標をつくっていききたいと思っております。

それから、2つ目が公有林における森林環境教育活動に着目した指標で、森林環境教育等に利用されている森林や施設において継続的に環境学習や森林づくり活動等に利用するための森林空間の整備・保全を行うことにより、子供たちが当該森林等を常にご利用できる状態に維持す

るとともに、森林環境教育活動の参加人数を44万人から50万人に増加させる指標であります。具体的には森林環境教育等に利用されている森林や施設における活動実績を毎年把握して、その人数を増やしていくこととします。内容的には全国の都会の小中学校・高校の児童・生徒さんが、小学校で一回、中学・高校で一回、森林環境教育活動ができるような、数に相当する目標の指標にしたいと思っております。

次に、循環のところでございますが、現行指標の6でございますが、これは木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量ということで、8億4,000万立方を9億6,000万立方に増やす指標としておりました。これについては一部見直しをいたしまして、森林施業の集約化、それから機械化に必要な林道等の林業基盤の整備により、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を、森林林業基本計画に掲げます木材の供給目標量の約34年分から39年分に増加させるという形での指標にしたいと思っております。

要するに、単純に資源量が増えたという部分について、その数字を用いるのではなく、森林・林業基本計画において目標としております木材供給量の何年分に当たるかという見方で指標を構成したいと思っています。また、もう一方の考え方としまして、増えた資源量を丸太として利用した際に丸太に利用されない端材などを木質燃料として利用する場合、約1,000万世帯の年間灯油消費量に相当するということも追加したいと考えております。

それから、4つ目の活力でございますが、現行指標の7では、森林資源を積極的に利用している流域、これを10流域から20流域に増やすことを目標にしております。いわゆるその流域における森林の成長量の約5割、これを超えて利用する流域数を増やしていくという概念でございました。これも一部見直しをさせていただこうと思っています。具体的には、158の流域の資源量に応じて、森林資源を積極的に利用している流域を現状の約30流域から約80流域に増加させるということで考えております。つまり、成長量の約4割以上、かつ成長量を超えずに木材を生産し利用する流域をカウントし、その流域を30から80に増やしていきますという指標にしたいと考えております。

それから、指標の8でございますが、現行では山村地域における生活環境の整備を行う、それを受益する山村住民の80万人を対象にして定住条件を向上させるという指標でございました。これについても一部修正をさせていただきたいと思っております。対象に森林整備の部分についても追加をするということで、5年間で約200万人の山村地域の地域住民を対象に、居住地域周辺の森林整備、それから居住基盤の整備等を行って居住環境の向上を図るという指標にしたいと考えております。

また、欄外に地球温暖化対策ということで記述をしてございます。地球温暖化対策についても森林の整備保全事業の対象として一つの指標にならないかという工夫をしまして、参考指標という形で本文に記述できないかということで考えております。具体的には2007年度から6年間で330万ヘクタールの間伐の実施等を目標といたします「美しい森づくり推進国民運動」の展開を通じまして、政府一体となって取り組むこと、それから関係者、国民各層協力のもとに削減目標を達成する。こういったことを参考指標として記述をしていきたいと思っております。

5ページ以下は今申し上げましたことをより具体的に示してございます。今後これについてさらに検討を加えまして、次回林政審議会までには成案を得たいと考えております。

なお、17ページには現行の各指標の目標値と達成状況について提示をさせていただいております。おおむね達成が20年度までいきますとできる状況でございます。18、19ページにつきましては、小委員会におきまして各委員から出されました意見を整理をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○有馬会長 ただいま説明のありました次期森林整備保全事業計画の策定について、皆様のご質問等お願いいたしたいと思っております。今、ご説明がございましたように、基本的な枠組みというのが今示されたわけですし、次回本文素案ということになろうかと思っております。

○浅野委員 ただいまご説明をいただきました4ページの⑤の唯一廃止の部分を確認をさせていただきたいんですけども。これはバリアフリー等に配慮した歩道が整備された云々という、この文章、この項目を削除して、スギ花粉と環境教育に置きかえるという、その理解でよろしいのでしょうか。

○矢部計画課長 考え方としましては、バリアフリー等に配慮した歩道等を整備し、地域の方々が森林を活用できる基盤をつくり、それによって森林を利用していただく目標にしていたのですが、この指標の特徴といたしまして、歩道などの施設が整備されたことによって、その市町村の住民全部が利用できるであろうという、非常に過大な人数になっていたものですから、それは余りにも現実とかけ離れているのではないかということで、これについては実際に森林環境教育に参加した人数として把握できるものをピックアップして置きかえたのご理解いただきたいと思っております。

○浅野委員 質問をさせていただきたかったのは、ここのバリアフリー等に配慮した歩道というのは、高齢者も活用できるという意味でこの言葉が使われていたんだと思うんです。それを

もし削除して逆に環境教育というふうに置きかえるのであれば、これはお願いなのですが、願わくば文章の中に、例えば障害のある、なしに関わらずすべての子供たちが環境教育を享受できるようにとか、そういう新旧対照すればバリアフリーという文言がすべて消えてしまったという部分になるので、それはこれからの日本の社会の現況を見ればいかなものかと思うんです。ですから、バリアフリーという文言は入れなくてもいいと思いますので、いわゆるユニバーサルデザインとか、そういうものをにおわすような文言で本文を処理していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○矢部計画課長 今、浅野委員からおっしゃられたこと、非常に重要なことだと思っています。数値的なものについては把握できるものを活用いたしますが、整備の方向についてはまさにユニバーサルデザインを追求するということは何ら変わりませんので、それについてはきちんと文章の中で記述していきたいと思います。

○浅野委員 抜けのないようにお願いいたします。

○海瀬委員 三、四点質問とご要望を兼ねて申し上げたいと思います。

森林資源の利用の拡大ということを指標としてと捉えていくことは非常に結構なことだと思うのですが、逆に今新生産システムとかそういうことで利用拡大が進んでいる地域の現状、私もすべて知っているわけではないのですが、かいま見るところによると、後の育林がうまくいっていないというふうな状況が見られております。ですから、この指標を掲げる場合に、もう一方の指標として、あとの林地整備がうまくいっているのかというものがないと危険ではないだろうか、そう思っております。

それから、これは教えていただきたい部分なのですが、森林環境教育ということで、私は非常に興味を持って私自身も進めているわけです。これは体験教育ということを中心にして、例えばある町の小学校が、今年是这样やるよ、来年是这样やるよということで、継続性のある体験教育なのかどうか。僕としては、どちらかといえば先輩たちの植えた木がこう育っているよとか、自分たちが大人になって子供ができたときには、自分たちが世話をした木がこういうふうに、お父さんが世話をした木がこんなに大きくなっているよといって子供たちに自慢できるような場にしていただければなおさら素晴らしいのではないかと。ですから、その場その場ではなくて、そういう考え方が一つ導入できないか。これは直接今日の課題ではございませんが、そんな思いをしております。

それから、育成複層林化ということを書いておりますが、複層林化というのが果たしてうまく有効に機能しているのかどうか、地域別にかなり格差があると思います。というのは、在来

樹種との関係がありまして、うまくいくところと、いかないところと、極めて極端になってく
ると思います。また、最近シカ等による獣害が非常に激しく、複層林化をしようとして下層
に、例えばスギ、ヒノキを植えたとしても、あっという間になくなってしまいます。もう
既にシカが非常に過密状況にありまして、間伐したあとの下層植生まで全部食い荒されて、土
が見えているというような地域も見受けられます。育成複層林化というものが果たしてうまく
有効に機能しているのかどうかということをもう一回教えていただきたい、そう思っておりま
す。

いろいろ申し上げましたけれども、ひとつよろしく願いいたします。

○有馬会長 大体３点ほどあったかと思いますが。

○矢部計画課長 それではお答えをいたします。

まず、資源の利用の問題として、非常に最近ロットのまとまりを確保しながら安定的に供給
するシステムができてまいりましたが、一方で植林がされていない伐採跡地が増えているとい
う話も指摘されているところがございますので、それについてはきちんとあとに更新が確保さ
れるような手だても講じながらやっていきたいと思っております。基本的には水土保持林など
で、一番上の指標などがございますが、これは直接的には植栽のチェックをしている指標では
ございませんが、森林がきちんと維持されるということを念頭に置いた形での施策の実行に努
めていきたいと思っております。

それから、森林環境教育の指標のところは実際に参加した人数だけを指標の中で計上してお
りますが、まさにそのやり方については、今、海瀬委員おっしゃったように、継続的に実施を
する、あるいはきちんと指導者を確保しながら効果的な森林環境教育を実施していくというこ
とは重要だと思っておりますので、それについても具体の施策の中で取組んでいくつもりでござ
います。

それから、複層林の問題が出ました。確かにこれは非常に風の強い地域などでは育成複層林
施業が必ずしもきちんと確立されていないという事実がございますので、まさに実地に応じて
育成複層林ができるような部分をきちんと見きわめながら対応していくということだと思いま
すし、もちろんシカの害についても、広葉樹を導入するとか、あるいはシカの害から防ぐよう
な、そういった防除対策も講じながら的確に対処していく施策をしっかりと打っていきたく思
っております。

○鷺谷委員 花粉発生源対策の推進の指標というのがちょっと疑問に思われるんです。ここで
上げられているのは数十年のラグをもって効果が期待できる長期的な対策の指標だと思うんで

すが、多くの国民が切実に要望しているのは、むしろ緊急的な対策だと思います。ですから、国民ニーズから見るとちょっとずれた指標になっているような気がするんです。苗木を供給したり研究開発する側からの発想だとかいう指標になるのかもしれませんが、広範な国民の側の利益をしっかりとらえた指標を提案したほうがいいと思います。具体的には人口密集地における花粉飛散量そのものと密接に関係のある指標を上げるべきだと思います。そうすれば、求められている短期的な対策に効果が上がるような対策の推進というのができると思うのですが、花粉飛散量に関しては予報技術もあれだけ発達しているわけですから、簡単なモデルで飛散量との関係を科学的に結びつけることのできる指標というのはそれほど難しくないだろうと思います。

○矢部計画課長 花粉の発生源対策ということで指標をここに掲げさせていただいておりますが、一応苗木の供給とか、植栽については一生懸命やりますということの意思表示としてこういった形で整理させていただいております。鷺谷委員からおっしゃられたもつと短期的にいろいろあるのではないかという話がありますので、それについては引き続きまたよく勉強して検討させていただきたいと思います。

○横山委員 循環のところの指標⑥です。お尋ねしたいのは、これまでの資源量とは違って供給目標の何年分に当たるかというような指標に変えたということなんですが、これは私十分承知しているわけではないんですが、森林・林業基本計画における目標値が2,300万立米、こういうようなものをベースにして、その34倍分から39倍分というようなことで、それはわかるんですが、基本計画が立米で出ているということであると、やはり単位としての時間を通じた時系列的な比較可能性みたいなことを考えたときに、余り成果指標そのものを変えてしまうよりも、数的に時間を越えて比較可能なような工夫もどこかでしておく必要があるのではないかな。言いたいことは、目標値を換算すればすぐわかるのですが、目標値そのものが変わる可能性があるというようなときに、10年前、20年前はどれだけの目標値だったのか。それを一々割り戻して計算し直さないといけないとなるといかがかなという印象を若干受けました。

それから、もう一点は、この供給可能となる育成林の資源量の算定の根拠となるのが、林道から、あるいは路網から200メートル以内というようなことで推計して、供給可能となる資源量を算定しているわけですから、そうすると、ベースになるのは林道整備と路網整備の蓄積そのものになるのかどうか。この辺のところはどうなのかなという気がします。

それから、もう一つ、国民にとって林道あるいは路網から200メートル以内は同じコストでできるのかどうか。この辺が、いわゆる国際的な競争力を持つ資源量と、それから供給可能にな

る資源量というのはちょっと違うような気がするんです。そうすると、国際競争力を持てる範囲内でどの程度日本の山から資源が供給できるのかという観点の成果指標みたいなものはお考えになったのかどうか。この辺をお伺いしたいと思います。

○有馬会長　なかなか難しいかもしれないですが。

○矢部計画課長　それでは、お答えいたします。

横山委員から、まず1つ目が、何年分ということではなくて、ストレートに森林林業基本計画の供給目標との関係がわかるような数字を出したほうがいいのではないかとございます。それについては多分試算の中できちんとボリューム自体も明記するということになるかと思っております。

それから、資源の利用可能量でございます。まさに路網から200メートルの範囲ということになりますから、路網の整備量がストレートについてくるわけですが、この200メートルというものの意味は、現行の森林施業の頻度が200メートルから近くなりますと急激に上がります。ということは、現行で200メートルの範囲であれば森林林業活動が行われているということと考えまして200メートルということにいたしました。

それから、路網が整備されることとプラスしまして、当該の森林がどれだけ成長したかという、両方が加えられましてこの資源量が増えると考えております。

○前田委員　指標1のところに対象齢級の見直しというのがありまして、3から9が今度3から12ということに変わるということですが、この中に、地域、樹種、スギ、ヒノキでも違いますし、針葉樹と広葉樹でも成長量というのは明らかに違います。もちろん北は北海道から南は沖縄まであるわけですから、樹種とか地域によって成長量は違うわけです。今12齢級というのは大体60年生となりますが、戦後間もなく植林した木はもうすぐに60年を、もしくはもう迎えている時期に入っております。そういうことを考えますと、もう12齢級という、その齢級そのものがまず意味があるのかということ。どうして、ここに地域や樹種ということをかんがみて、標準伐期、適正伐期の2倍という考え方にはならないのか。それをお聞かせいただけたらと思います。

○矢部計画課長　それでは、お答えいたします。

まず、齢級の対象を3から12齢級といたしましたのは、この成果指標というものが森林整備事業あるいは治山事業という公共事業の事業対象としての森林の状況がどうかということを端的にあらわすかが重要だということでございまして、現行の施策の中では基本的に3から12齢級を事業の主な対象としておりますので、12齢級までということを対象にさせていただきますし

た。

もちろん地域におきまして、また樹種によってそれぞれ成長の度合いは異なりますが、一応施策の体系として齢級によって事業の対象が決められるという現状から見ますと、一定のところで線を引くという形での考え方に基づいたものでございます。

なお、現行では3から9齢級という、最もオーソドックスな間伐の対象齢級、事業の対象齢級にしておりましたが、徐々に高齢級に事業対象が移っておりますので、新たに12齢級までを対象にしたということでございます。

○有馬会長　なお、今のお話の中で齢級の話は、これは施策としての齢級の扱いというのは、これはごもっともだと思うのですが、恐らく、今後の課題としては、やはり実際に材の径級とか、これからいろいろな情報が多分必要だろうというご指摘かとも思いますが、齢級の扱いというのは、これは基本的にはやはりベースにあるわけですから、これは生かす。その上で何をやるかということをもうちょっと少し加えていくというのが多分重要ではなかろうかというご指摘かと思っておりますので、よろしく願いしたい。

それから、ほかにいかがでしょうか。

○青山委員　森林環境教育を一つの成果目標にされたのは大変結構なことだと思いますが、この目標人数についてですが、44万人から50万人ということで、この数字はどういうふうにお立てになられたのか。今、学校などでは週5日の自然体験活動を積極的に推進しているということもありますので、もう少し多めに目標を立てられてはいかがかなという感じもいたします。これは受け皿の問題などを見据えてこういう数字になられたのか、伺わせていただきたい。

それから、もう一つは、これはひょっとしたら事業実施に当たっての留意事項というところに入るのかなと思うのですが、工期管理と、それからコストの縮減などという項目はあるのですが、施工方法に関して、環境に配慮したとか、あるいは土地の自然景観にマッチした手法をとるということ、コストの縮減とあわせて両立していくという視点などもこれからの時代には必要かなと思います。その辺はいかがでしょうか。

○矢部計画課長　それでは、お答えいたします。

森林環境教育の目標の人数でございますが、お手元の資料の2-2の12ページをごらんいただきたいと思います。小さな数字で恐縮なんですけど、一番下の方にグラフがございます。これで現行の数字、これが44万人というのは実績値でございます。これをどう上げていくかということ考えたときに、上の青い方の折れ線グラフが現在の我が国におきます都市部にある小・中学校、高校の児童・生徒の数、これを小学校のとき1回、中学・高校のとき1回カウント

して森林に行ったと仮定したときの推計値が出ております。当然少子化の影響で漸減をしていくということになります、一応これを達成するのをいつにするかということを考えてときに、15年後にこのすべてがクリアできると考えて、直線で伸ばしたということでございます。これについては、また今後の検討の中で詰めさせていただきますが、一応数字はそういうふうな出し方をしたということでございますので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○青山委員 今の点で、今は都市部の子供ということで、都市部の子供にはぜひ森林体験をさせないといけないわけですが、実は森が近くにある農山村の子供たちが地元の近くの森に入ることがないということが非常に重要なんだと思うのです。つまり森の重要性とか良さを地元の子供たちが知らないという現状も出てきているので、ぜひターゲットは、都会はもちろん最優先ですが、地元の子供たちが森のことをよく知るといことも視野に入れながらぜひお考えいただけるとありがたいと思います。

○矢部計画課長 その辺は今後一生懸命考えていきたいと思います。

あと、いわゆる環境配慮型とか景観配慮型、こういった事業の実施についての記述は、その他のところになるかどうかも含めて、これはきちんと書き込んでいかないといけないと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○下川委員 3つほどあるんですが、1つは指標2の部分について、これは集落の数で示されていますが、これは母数はどれくらいなのか。できれば相対的な率等で示していただいたらわかるんじゃないかということが一つです。

それから、2番目、指標4のところですが、これは前回私意見を言わせていただきましたが、海岸林、防風林というのは海岸林というのは今後非常に重要な位置を占めてくるのではないかな。そういう意味では、これは非常に長い延長になっておりますが、やはりその機能が十分果たし得ないものも随分あるのではないかな。ですから、総延長に対して十分機能を発揮するもの、非常に厳しいもの、その辺の数字を出していただいて、できるだけすべてにわたって機能が発揮できるような水準を示したほうがいいのではないかなというのが2点目。

それから、3番目ですが、計画を達成するための方策、手だてというのでしょうか、そういったことについては何かこの中で記載されるのかどうか。その3点お伺いしたいと思います。

○矢部計画課長 それでは、お答えいたします。

まず指標の②の集落数で記述をしてございますが、一応治山事業の保全対象を考えるとときには、現行では集落を単位に考えるということを基本としておりますので集落数にしてございます。平均の集落の戸数は大体日本全国で1集落20戸という形でございます。もちろん砂防事業

についてはまさに戸数で成果指標を出しておりますが、そこは砂防事業と目標数値の設定の仕方は違いますが、20戸で換算いたしますと大体砂防事業での指標とそんな大きなそごはないと思っております。

それから、前回海岸林の質的な評価をすべきであるというように下川先生からいただいている考えたのですが、今いろいろな形で海岸林が存在をするということで、一応現行ではそれなりに機能を発揮しているのではないかというふうなことで把握してございます。ですから、その機能が落ちないようにする。こういう発想のもとで現行の7,300キロメートルについて保全をする、維持をするという形の数字を指標とさせていただいております。

手だての話でございますが、この海岸林の手だてということではなくて全体ですか。全体につきましては、まさに森林整備保全事業計画の中身でございますので、森林整備事業それから治山事業の効果的な実施をしっかりとすることによってこれらの指標がより達成できることを念頭に置いた事業実施に努めることによって、指標の達成をしていきたいということでございます。ですから、まさにこういう指標があることによって漫然と公共事業を実施するのではなくて、きちんとかういったアウトカム指標が達成できるような事業の実施の方向に関係者が取組んでいくということだと思います。

○倉沢委員 知識不足なものですから一つ教えていただきたいんですが、花粉症対策のところです。11ページですが、スギ花粉の少ない種類の苗木が占める割合を1%から10倍に、つまり10%に増加させるということですが、素人が考えるとそんな少ないよりももっと増やしたほうが患者にとってはすごくいいと思うのですが、この花粉の少ない種類というのは何かマイナスの面もあるのでしょうか。もし、ないのであれば、もっと増やせばいいと思うのですが、初歩的な質問で申しわけございません。

○矢部計画課長 それでは、お答えいたします。

花粉の少ない苗木をいかに供給するか、その供給能力をいかに高めるかということだと思います。ただ、一生懸命頑張っておりますが、一挙にすべてを切りかえる、来年には苗木の供給本数すべてを花粉の少ない苗木で賄えるかという、そういう状況にまだ至っておりませんので、できるだけ早く数は増やしていきたいと思っておりますが、今のペースから考えますと5年後目標はこういった数字を今回提示をさせていただいたということでございます。

○有馬会長 今のご趣旨の中には、もう一つはその苗木について、例えば成長が悪いとか、何かネガティブなものはないか、多分こういうご質問かと思いますが。

○沼田森林整備部長 少花粉スギと無花粉スギは、もともと精英樹といいまして、成長のいい

ものから選抜して出してきておりますので、少なくとも現時点においてそういった成長が悪いとか、そういった支障があるというようなことは聞いておりません。

○倉沢委員 あくまで供給能力がなかなか追いつかないということですか。

○沼田森林整備部長 そういうことでございます。

○鷺谷委員 7ページの成果指標設定にかかわるデータ及び考え方の前提条件の検証というところで、(1)、1、2、3とあって、確かにこういうモニタリングをすれば結果が出てくるだろうと思われるようなことがあって、③に胸高断面積合計が一定面積以下の場合には公益的機能が保たれている森林と想定されることという結論のようなことが書いてありますが、この検証されたことを根拠としてどの指標がどのように出てきたのかが、ご説明ではよくわからなかったのですが、それを根拠として使うのでしたら、どういう論理構造になって各指標が出てくるかというフローのようなものを参考資料としてつけるなり、あるいは国民が理解しやすい形で説明することが必要ではないかと思います。それぞれ指標といわれていることと、この前提条件、公益的機能が保たれるのに必要な条件との間が飛躍していて関係が不明瞭なことが気になりました。

○矢部計画課長 それについてお答えしますと、これを私も最初に見たときはよくわからなくて、確かにこのペーパーだけでは分かりづらいと思いますので、きちんと最終的には論理をどう展開させてこうなったのかというのは説明をさせていただきます。要は適正に保たれた森林の割合を出す一番の直接の指標を胸高断面積で見えておりますので、その胸高断面積と公益的機能の関係を説明させていただきます。

○岩川委員 小委員会で検討されてご説明いただいたことは極めて妥当性があると思います。ただ、ここで基本方針と林業自身の留意事項がまだこれからということですので、的を射ていないかも知れませんが、実は政策的な立場で対外的に考え方を示していくということであればこういうことでもいいのかなと思います。実は戦後半世紀以上営々として山を育ててきた、いわゆる所有者であり、施業を担ってきた事業体、森林組合を含めた立場からいきますと、これまではスギ、ヒノキを何本植えて、伐期齢まで何回間伐、除伐をして、枝打ちしてという、施業方針が行政の側からきちんと示されていて、それはそれで部分的な誤謬はあったにしろ戦後の資源造成に大きな成果をもたらしたと自負はしております。ただ、ここへきて予算の問題もあり、それから木材価格の下落の問題もあり、環境的な配慮もあり、長伐期化とか、先ほども海瀬委員からもありましたが、複層林化とか、混交林化とか、これは技術的にはかなりいろいろまだ課題を持っていまして、それから齢級の問題も、九州と北陸、東北、いわゆる積雪地

帯と、それから北海道と、これは大きく分けて3つ、例えば、スギ、ヒノキにしてみれば東北と九州ではやはり20年ぐらいの格差があって、これを一律に規定していくというのは非常にこれまでも問題があると思われていたわけです。ですから、本当は森林計画の見直し、そのところでも若干議論したかも知れませんが、対外的にはいいのですが、山を整備している人たち、所有者及び事業体の側から見る立場として、どういう山づくりをしていけばいいのかということが今一番見えてきていない部分であって、そういう意味での樹種、本数、間伐の適期、あるいは伐期、そういうものを施業体系図的に、これは県でアプローチしているところもあります。そういうものが本当は欲しいのですがなかなか難しい。ここになじまないのかもわかりませんが、一つだけ、神奈川県あたりが取組んでいます、皆伐して、齢級構成からいけば人口の年齢構成と同じで逆三角形型にどんどんなりつつあるわけですから、若いエネルギーな森林資源を育てていくという意味では、九州では既にそういう適期に入っているんですが、皆伐再造林です。これの施業に関する指針というものは、だから当然地域によって伐期齢が違ふと思うのですが、海瀬委員からは伐採跡の再造林ということを強調されましたが、そのところの森林整備のあり方を示すというのであれば、基本的な指標になるのか、考え方なのか、あるいはその中で例えば施業の留意事項というところにあります、コストダウンを図ることであれば3,000本から1,500本ぐらいでいいのではないかと、下刈りの仕方いろいろあっていいのではないかと、間伐の仕方とか、そういうことも、細かくは規定できないにして、皆伐再造林という考え方の基本的な方向づけを何か、基本方針なのか、留意事項なのか、きちんと示していただきたいという希望を申し上げます。

○有馬会長 今、最後に岩川委員からご指摘がありましたけれども、多分これは今持っている一番重要な問題であろうと思います。それから、成熟期に入っている。成熟期に入ってやっと資源として充実してきた。資源として充実してきたものを使いながら次の世代にどうやってつなぐかという状況にやっと入ってきたという具合に見ることもできるわけです。そういったときに、今までのやり方だけではなくて、いろいろな指標をこれから考えなければいけないのではないということだろうと思います。そういうことを含めて、差し当たりこの指標というのは今までの流れの中でつくられている。これも間違いないことですし、多分将来を見越してつくられているということでもあろうかと思いますが、その指標というのはこれからもっと多様化してくるであろう。しかも、なるべく現実に即したものに落としていこう。しかもそれがただ単に中央でやるのではなくて、各地域でやりやすいような指標というものもあるだろう。ということだろうと思うんです。いずれにしても、こういう議論が実はできるようになっ

ているということは、逆にいうと資源が充実してきたということが基本にあることだけは間違いないことだろうと思います。そういう点で、ただ危険性もあるから何とか次をしっかりとしなければいけないという、多分位置づけにもなっているということかと思います。そういういろいろな議論と、それと各指標というものを今後なるべく多岐にわたった指標というものを審議していただくということを皆さん方がいろいろご発言になったように私は感じております。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

岡田先生は今までの議論を聞いていて何かつけ加えること、小委員会の雰囲気最後に言っていたほうがいいかと思います。

○岡田委員 今まで出されたような意見は小委員会でも従前に出していただいて議論をいただいています。多分なかなか計画の体系がわかりにくいので、いろいろな意見が出ているんだと思います。今日の2-1の3ページのこの図が実はこの森林整備保全事業計画の性格づけをよく表しているんです。21年度からの計画というのは、実は2回目のことです。現計画が初めての計画で、第2次の、一番下のところですが、これは本当に超長期の計画なんです。それで、2次の森林整備事業計画と書いてありますが、これがいわば植林とか造林、それとかつて林道計画というのがありました。これがここに含まれています。それと治山事業、これは昭和26年森林法が我が国で治山、林道、造林、これが公共事業になったという、このことをよく示しています。これは超長期の計画です。そういう意味で、公共は一番上の社会全体の計画と整合をとらなければいけない。そうは言っても、超長期だといって気がついたら何もやっていなかったとか、問題があったのでは困るから、やはり5年後に見直すという考え方です。具体的な施業とか、あるいは地域性とか、あるいは一般性にかかわっては少なくともこれはというのは森林造成という、この森林・林業基本計画、全国森林計画、各地方の森林計画、実は国有林をなぜ私が気にしたかという、国有林野はかつては独自の計画体系があったんですが、この森林・林業基本計画、13年度以降は民有林と同じ全国森林計画体系の中で国有林野の地方の森林計画も位置づいているという、ここの新しさです。ここが非常に大事なんです。

そういう意味合いで、今、ご議論いただいたのは大変わかりにくいんですが、超長期の計画です。それも公共といわれている部分です。非公共のところもたくさんありますから、このあたりの説明が多分事務サイドからもう少し親切にあると、各委員の意見も述べやすかったのかなとは思いますが、大変わかりにくかったと思いますが、私どももわかりやすい形で皆さんに提案できるようにしたいと思います。

○有馬会長 それでは、今日検討いただいたものをベースに、本文に今度は来期から出してい

ただいて次回からの審議会でご審議いただくという形になるかと思います。その後その審議の後にパブリックコメント、こういう段取りになっているかと思います。よろしくお願いいたしますと思います。まことにありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたしたいと思います。

○高橋林政課長 事務局から一つ、先ほどこちよつとありましたように、現在の委員の皆様の2年間の任期が明年1月5日までとなっております。ですので、本日の審議会が現行のメンバーの皆様による最後の会議となります。ここで改めて長官からお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

○内藤林野庁長官 本日は国有林野の管理経営に関する基本計画につきましてご議論の上、答申をいただきました。また、森林整備の成果指標につきましても有益なご意見をさまざまいただきました。まことにありがとうございます。

委員の皆様には、この2年間の任期、林野行政にかかわりますさまざまな課題につきましてご議論いただきました。森林林業白書、それから国有林野管理経営に関する実施状況、全国森林計画、そしてただいまの国有林野の管理経営に関する基本計画などでございます。まことにありがとうございます。また、森林整備保全事業計画につきましては、引き続きご議論いただくということになっております。国有林野改革についてもご議論いただくよう機会を設けたいと思っております。

2年間というのはとても短くて、皆様方、ご自分の思い、それから考えを十分に言えなかったということかもしれません。私ども皆様方の厚い思い、それからご意見、これからもいろいろお聞きしたいと思っております。任期でございますので、あるいはそういう場はこの林政審議会という場ではないかもしれませんが、皆様方からいろいろなご意見は引き続きお伺いしながら、私ども林野行政を展開していきたいと思っているわけでございます。

また、当然のことながら国民の皆様の声に耳を傾けながら我々も林野行政を進めていかなければいけません。これからも皆様方のご支援それからさまざまなご助言をいただければ幸いに思います。どうもありがとうございました。

○高橋林政課長 恐縮ですが、委員の皆様を代表して有馬会長から一言ごあいさつをいただければと思います。

○有馬会長 この場でごあいさつするのも私としてはちょっとじくじたる思いがあるかもしれませんが、2年間会長を務めさせていただきました。私が会長になろうとは思っていませんことを務めることになりました。まず、委員の皆様方には厚く御礼申し上げたいと思います。

私の感じでは、これだけのいろいろな分野の方々が集まっている審議会というのがスタートしたのは、私の記憶では多分初めてではなかろうかと思っております。そういう点では大変多彩な方々、それからいろいろな分野の方々が参画されていたということで、そういう点では意見というのはいろいろな側面を持っていたと思っております。そういうことを考えますと、よく審議会の内容というのが意見を集約していかなければいけない、こういう具合にとにかくとらえがちでございすけれども、少なくとも私はとても集約はできなかったという、それが反省でございす。

ただ、皆様のいろいろなご意見を全体に出していただいたということについては、大変ありがたいことだったと思いますし、それを事務局サイドがうまく受け取っていただいて、少なくとも答申等についてはできたということは、これは委員の皆様と、それと事務局サイドのご努力だったろうと思っております。厚く御礼を申し上げたいと思っております。

それから、今までの話を聞いておまして、私は改めてどうも時間のファクターというのが大変重要だなということを思っております。やはり林野、木材あるいは森林、それから木造住宅、こういう空間的な連携というのが一つございす。同世代での連携、これも極めて重要だと。だけれども、もう一つ重要なことは、世代を超えていく連携が大変重要だという具合に思っております。そういう点では時代を超えている資源というものを今こそいろいろな面で議論しなければいけない。その場が林政審議会であったのではなかろうかと思っております。これはこれからそれを特に進めていただきたいという感じがいたしております。世代を超えるというのは、これは口で言うのは簡単なんです、実際にやるというのは粘り強さが要るわけでございます。一つ粘り強くやっていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それから、何よりも現在の状況の国際化の状況の中で経済主体の流れがある中で、今こそ、資源とは何ぞや、国土とは何ぞやということをまじめに議論する場合は案外ここしかなかったのではないかと。これは私の印象でもありますけれども、そんなようなことを思ったところでもございす。それは皆さん方のいろいろな意見をちょうだいしながら、私自身も感じたところでもございす。多分国民の方々もそれを感じていただいたのではなかろうかと思っております。委員の先生方は、私を含めて少なくとも7人の方々はこれでご退任でございす。次の世代に送るというわけではありませんが、多分みんながここにいたということはじっと見ているということにもなろうかと思ひます。ひとつその点は、別な言い方をすると、応援団であるかもしれないし、あるいはとんでもない応援団ではない可能性も出てくるかもしれないということで、私どもにもいろいろな面で情報を流していただければと思っております。本当にありがと

うございました。厚く御礼を申し上げます。本当にお役に立ったかどうかということを改めて感じるところでございますが、本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

○高橋林政課長 どうもありがとうございました。本日は長時間ご審議ありがとうございました。

午後3時40分 閉会